

維持管理作業事故情報データベース

令和4年11月末時点

NO.	発生日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者			
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
11月										
1	R4.11.25	3. 一般市	処理場	①墜落・転落	処理場内において、日常巡視点検中の作業員が反応水槽の酸素濃度を測定するため、水槽のグレーチング蓋を外した際、バランスを崩しグレーチング蓋とともに槽内(水温17度)に転落した。近隣住民が救助を求める声に気づき救急車を手配し、救助された。被災者は救助後、嘔吐するなど胃の不快感があり、その後、3日間程度、胃のむかつき等による不快感が続いたが、事故発生から一週間後の血液検査等で異常なしと診断を受けた。	・委託業者全職員の安全教育を実施。 ・反応水槽のグレーチング蓋を点検小窓付きの蓋に交換し、今後の酸素濃度の測定作業は小窓から実施に作業手順を変更。 ・落下の恐れなどがある作業実施時には複数名での作業を徹底するよう、下水道管理者から委託業者へ指導を実施。	委託先業者	54	男	あご擦傷、低体温症の疑い

■ : 死亡事故 □ : 負傷事故

3. 工事事故
(令和4年11月末時点)

(単位: 件)

事業主体	1.	2.	3.	4.	5.	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
						8 (10)	8 (6)	5 (9)	14 (5)	7 (13)	9 (18)	8 (8)	10 (11)						
事業主体	1. 都道府県	2 (0)	0 (1)	1 (1)	4 (1)	0 (2)	1 (2)	3 (1)	2 (0)										13 (8)
	2. 政令市	3 (6)	3 (3)	2 (4)	4 (4)	2 (9)	2 (9)	1 (3)	1 (0)										18 (38)
	3. 一般市	2 (4)	5 (2)	1 (2)	5 (0)	4 (2)	5 (7)	4 (3)	6 (11)										32 (31)
	4. 町村	1 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)										5 (2)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)										1 (1)
	合計	8 (10)	8 (6)	5 (9)	14 (5)	7 (13)	9 (18)	8 (8)	10 (11)										69 (80)
	2. 管きよ推進	1 (1)	1 (2)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (2)										7 (7)
工事分類	1. 管きよ開削	4 (6)	6 (2)	3 (8)	7 (4)	2 (7)	7 (12)	6 (6)	6 (6)										41 (51)
	2. 管きよシールド	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)										4 (1)
	4. 管きよその他	2 (2)	0 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (2)										6 (8)
	5. 処ボ土木建築	0 (1)	1 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (0)										6 (5)
	6. 処ボ機械電気	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (1)	0 (3)	0 (1)	1 (0)										5 (5)
	7. 処ボその他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (3)
	合計	8 (10)	8 (6)	5 (9)	14 (5)	7 (13)	9 (18)	8 (8)	10 (11)										69 (80)
事故類型	1. 墜落・転落	0 (0)	2 (0)	0 (1)	3 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)										5 (4)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (1)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)										0 (1)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	14. その他	0 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										4 (0)
	負傷事故	4 (8)	4 (5)	2 (5)	7 (1)	6 (6)	8 (13)	7 (6)	8 (8)										46 (52)
1. 墜落・転落	1 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	1 (0)	2 (3)	2 (0)	0 (0)										9 (4)	
2. はさまれ・巻き込まれ	1 (3)	2 (4)	0 (2)	3 (0)	3 (1)	0 (4)	4 (3)	2 (0)										15 (17)	
3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)										1 (1)	
4. 切れ・こすれ	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (1)	0 (1)	1 (0)	1 (0)										4 (4)	
5. 転倒	0 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)										3 (5)	
6. 激突	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										1 (1)	
7. 土砂崩壊	0 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (1)										3 (4)	
8. 交通事故	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (1)										3 (3)	
9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)	
10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)	
11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)	
12-1. 公衆災害(人身)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (3)	2 (2)										5 (6)	
13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (1)	
14. その他	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	2 (1)	0 (0)	0 (2)										2 (6)	
物損事故	4 (2)	2 (1)	3 (3)	4 (4)	1 (6)	1 (5)	1 (1)	2 (2)										18 (24)	
12-2. 公衆災害(物損)	4 (2)	2 (1)	3 (3)	4 (4)	1 (6)	1 (5)	1 (1)	2 (2)										18 (24)	
合計	8 (10)	8 (6)	5 (9)	14 (5)	7 (13)	9 (18)	8 (8)	10 (11)										69 (80)	

(単位: 人)

被災者数	1. 死亡	2. 負傷	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
			4 (8)	6 (5)	2 (6)	10 (1)	6 (7)	9 (13)	7 (7)	8 (9)					
合計	4 (8)	6 (5)	2 (6)	10 (1)	6 (7)	9 (13)	7 (7)	8 (9)							52 (56)
累計	4 (8)	10 (13)	12 (19)	22 (20)	28 (27)	37 (40)	44 (47)	52 (56)							-

※()書きは、前年度(令和3年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

173

NO.	発生年月日	事業主体			被災害者	発生場所	事故類型	年齢	性別	被害状況
		事業主体	工事分類	従事作業						
11月										
1	R4.11.17	3.一般市	1.管きよ開削	—	下水道工事に伴い、施工業者が工事現場周辺に現場事務所(兼資材置き場)を設け、その出入りで通行する歩道(インターロッキングブロック)を養生するため、敷設板を敷置していたところ、敷設板に足が引っ掛かり倒れたため、自転車で走行中の男性がその敷設板でスリップして転倒し、左足を骨折した。	現場外	12-1.公衆災害(人身)	85	男	左足骨折
2	R4.11.10	3.一般市	4.管きよその他	ボーリング調査	地質調査(ボーリング調査)において、深度23mを掘進後、標準貫入試験実施のため、削孔ロッドを引上げたところ、誤ってロッドを下降させる操作を行い、ロッドが落下して、左手中指が挟まれ損傷(切断)した。	現場内	4.切れ・こすれ	41	男	左手中指爪元切断
3	R4.11.16	3.一般市	1.管きよ開削	埋戻し	開削工事において、簡易土留め背面に亀裂が入っていたため緩んだ土砂を除去しようとして、上段の簡易土留めを外し土砂を除去したが亀裂が深くなり除去できなかった。そのため、下段の簡易土留めを外そうと作業員が掘削断面内に入り、塗梁を外しバックホウで土留めを引き抜いたところ法肩が崩壊し、中にいた作業員に土砂が覆いかぶさり、被災した。	現場内	7.土砂崩壊	72	男	顔と頭の裂け割および全身打撲
4	R4.11.17	2.政令市	1.管きよ開削	掘削	下水取付管の入れ替えのため、バックホウで掘削作業を行っていたところ、ガス本管のマーキングは確認していたが、注意を怠り、バックホウでガス本管(φ75mm)を損傷させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	—	—	ガス管の破損
5	R4.11.19	1.都道府県	1.管きよ開削	掘削	汚水ます及び取付管撤去新設箇所において、手掘りで掘削した土砂をバケツに積込み、ダンプトラックへ積込むためバケツを持ち上げた際に、誤ってガス供給管(φ30mm)を損傷させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	—	—	ガス管の破損
6	R4.11.21	4.町村	3.管きよシールド	切削	舗装の切削作業を完了し、切削機の片づけのため、ベルトコンベアーを収納しようとしたが、動作が上手くいかずに収納しきれなかった。オペレーター2人が無線で連絡を取りながら、ゴミやボルト緩み等の外的・機械的要因がないか確認していたところ、急に収納機能が作動し、動作に気付いた作業員が慌てて右手を引いたが間に合わずに右中指を損傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	65	男	右中指指先部損傷
7	R4.11.21	3.一般市	1.管きよ開削	掘削	開削した掘削底面で作業者が水替作業をしていたところ、掘削底面に露出した粘性土で足を滑らせて転倒した。	現場内	5.転倒	53	男	骨盤輪骨骨折
8	R4.11.24	1.都道府県	6.処ボ機械電気	—	元請の担当技術者が手すりを使わずに片手に小型看板を持ちながら、枠組足場の階段を登っていたところ、階段の踏み板を踏み外し、ステップの間に足を挟んだ状態で後方に転倒した。	現場内	5.転倒	41	男	右脛骨脛間隆起骨折
9	R4.11.28	3.一般市	4.管きよその他	—	片側交互通行による交通規制に伴い、仮停止線及び一時停止看板(道路中央の街きよブロック上に設置)を設置していたところ、自転車で車道上を走っていた通行者が一時停止看板に衝突して転倒し、被災した。事故当時、交通誘導員は通行者に対して停止の合図を出したが、通行者は無視して止まらずに看板に衝突した。	現場外	12-1.公衆災害(人身)	60	男	右手負傷
10	R4.11.28	3.一般市	1.管きよ開削	舗装版取り壊し	ダンプトラックの後方でバックホウが舗装版の取り壊し作業中、下請けの現場代理人がバックホウとダンプトラックの間で写真撮影の準備をしていたところ、後退してきたバックホウの排土板とダンプトラックの荷台に挟まれ、被災した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	37	男	後腹膜血腫、第3・4腰椎左横突起骨折、第4腰椎棘突起骨折

■:死亡事故 □:負傷事故 □:物損事故

[総括]		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質事故等	合計	3(2)	5(3)	6(1)	3(2)	3(5)	0(6)	3(7)	3(2)					26(28)
	累計	3(2)	8(5)	14(6)	17(8)	20(13)	20(19)	23(28)	26(28)					—

4.水質事故等
(令和4年11月末時点)

[内訳]		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
発生施設	1. 管渠	3(2)	5(3)	6(1)	3(2)	3(5)	0(6)	3(7)	3(2)					26(28)
	2. マンホール	1(2)	1(1)	4(0)	2(1)	0(0)	0(4)	2(3)	1(0)					11(11)
	3. 処理場	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(3)	0(1)	0(2)	1(0)					2(7)
	4. ホソノ場	1(0)	2(1)	0(0)	1(1)	2(1)	0(0)	0(2)	0(1)					5(5)
	5. その他	0(0)	0(1)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)					3(2)
原因者	1. 下水道管理者(委託先含む)	3(2)	5(3)	6(1)	3(2)	3(5)	0(6)	3(7)	3(2)					26(28)
	2. 民間事業者(一般人を含む)	0(2)	1(1)	1(1)	2(0)	1(1)	0(1)	2(1)	1(0)					8(7)
	3. その他(天災、原因者不明含む)	0(0)	3(1)	4(0)	1(2)	1(2)	0(4)	1(3)	1(2)					11(14)
事故類型	① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)					3(0)
	② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)					3(0)
	③ 悪質下水の流入(放流水質の基準に適合)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(1)	0(0)	0(1)	0(1)					1(4)
	④ 雨水管からの悪質下水の流出	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(2)	3(2)	1(0)					4(5)
	⑤ 下水道施設からの下水等の流出	2(1)	1(0)	3(1)	2(1)	1(3)	0(1)	0(3)	2(0)					11(10)
	⑥ その他事故(①~⑤以外の事故)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(1)	0(1)	0(0)	0(0)					0(3)
水質事故	合計	3(2)	3(1)	4(1)	3(2)	3(5)	0(4)	3(6)	3(1)					22(22)
その他案件	合計	0(0)	2(2)	2(0)	0(0)	0(0)	0(2)	0(1)	0(1)					4(6)
水質事故等	合計	3(2)	5(3)	6(1)	3(2)	3(5)	0(6)	3(7)	3(2)					26(28)
耐用年数超過	合計	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)	0(1)	0(0)					0(2)
耐用年数以内	合計	1(1)	0(2)	2(0)	1(1)	0(0)	0(3)	0(3)	2(0)					6(10)
天災等	合計	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)					0(0)
状況分類	合計	1(1)	0(2)	2(0)	1(1)	0(0)	0(4)	0(4)	2(0)					6(12)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または設備の故障によるものを集計
※()内数字は、前年度(令和3年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和4年11月末時点

事務連絡
令和4年12月26日

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応
11月						
1	R4.11.10	3.一般市	その他	水質事故	④雨水管からの悪質下水の流出	民間ホテル内において、重油のメインタンクから機械室のサブタンクへ自動給油される際、サブタンク側の満油時自動停止スイッチの故障により、上限を超えて給油されたため溢れた重油が防油槽に流れた。本来であれば防油槽で留まるところが、防油槽にクラックがあり、クラック部より染み出た重油が、防水槽横に設置してあった排水管掃除用の柵を通じて、下水管に流入した。 ・緊急対応として、処理場内の沈殿池にオイルマットを設置し重油の吸着除去を実施。 ・事故原因者へ施設修繕を指示し、排水管掃除用柵の高さかさ上げを実施した。
2	R4.11.18	3.一般市	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	市民から道路上に汚水が流出しているといった市役所への連絡を受け、職員が現地調査を実施し汚水流出を確認した。現地掘削を行ったところ、管路が破損しており、汚水が漏水していることが判明した。 ・緊急対応として、当該破損管路に接続するポンプ場からの流入ゲートを閉鎖。 ・管路破損の記者発表、ホームページ、広報車、有線放送による対象区域住民等への水道等使用自粛のお願いを実施。 ・詳細原因調査中。再発防止策を検討中。
3	R4.11.27	4.町村	マンホール	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	町民から道路上に汚水が流出しているといった町役場への連絡を受け、職員が現地調査を実施したところ、マンホールポンプのマンホールから汚水が溢水しているのを確認した。事故原因を調査したところ、当該マンホールポンプは、制御盤の原因不明の不具合により汚水の流下機能が停止していたことが分かった。 ・緊急対応として、町が委託している運転管理者へ連絡し、現地状況を確認したところ、一時的にマンホールポンプの自動運転が作動したため汚水の流下機能が停止していることが判明した。このため、強制運転に切り替え汚水排水を再開し、現地の清掃消毒を実施した。 ・停止した原因は制御盤の一時的な基盤異常と考えられることから、制御盤の交換を実施した。 ・再発防止対策として、基盤異常による運転停止時において、管理システムで異常を感知できるようにシステム改修を計画する。

175

各都道府県下水道担当課長 殿
各指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)
独立行政法人 都市再生機構担当部長 殿
地方共同法人 日本下水道事業団事業統括部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 企画専門官
下水道事業課 企画専門官

社会資本整備総合交付金等の交付にあたり
PPP/PFI の導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採択する要件の導入について

社会資本整備総合交付金については、「社会資本整備総合交付金交付要綱」及び「社会資本整備総合交付金等の交付に当たっての要件等の運用について」(国水事第56号、令和2年3月31日)に則り、PPP/PFI や広域化、公営企業会計の導入などを交付の要件としているところです。

令和4年6月3日にPFI推進会議(会長：内閣総理大臣)が決定した「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和4年改定版)」において、重点分野の1つである下水道分野について、「下水道整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFI の導入に関する民間提案を求め適切な提案を採択することを要件化することについて検討し、令和4年度中に結論を得る」ことが求められています。

これを受けて、国土交通省では、令和5年3月末に社会資本整備総合交付金交付要綱及び関連通知を改定し、「人口10万人以上の地方公共団体等が、全体事業費が10億円以上と見込まれる下水道整備事業(改築を含む)を実施する場合は、PPP/PFI の導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、国庫補助を受けて事業に着手する前に事業の実施見通しを公表した上で、民間提案を受領した場合には、その適切性を検討の上、適切な提案は採択すること。一方、適切でないと判断した場合は検討結果を国土交通省に提出し、国土交通省による検証を経ていること。」を、令和6年度以降の交付要件とする予定です。要件化の内容の詳細については、別紙をご参照下さい。

詳細については改めて令和5年3月末に通知しますが、対象となる事業を令和6年度予算にて要望する場合、令和5年4月1日までに、
・PPP/PFI の導入に関する民間提案に対する受付窓口の設置
・該当する事業の実施見通しの公表
等の措置が必要になることから、予め要件化の内容について周知し、必要な準備をお願いするものです。

各都道府県におかれては、この旨、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対しても周知していただくようお願いします。

PPP/PFI の導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採択する要件（案）

※別添 1：「民間提案の補助金交付要件化スキーム」を併せてご参照下さい

(1) 対象地方公共団体

人口 10 万人以上の地方公共団体（流域下水道や一部事務組合の場合には、対象となる地方公共団体の合計人口が 10 万人以上の場合とする）

(2) 対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する事業のうち、全体事業費が 10 億円以上と見込まれる下水道整備事業（改築を含む）。（ただし、令和 5 年度またはそれ以前に詳細設計に着手済の事業や、災害・事故対応等の観点から早急に着手する必要がある事業を除く。）

(3) 対象とする PPP/PFI スキーム及び民間提案

本要件化の対象となる PPP/PFI 方式は、コンセッション、PFI、DBO、DB 等を指す。また、民間提案については PFI 法第 6 条による民間提案に相当するものを基本とするが、提案書に記載する項目については、提案する PPP/PFI 方式に応じ、地方公共団体が提案を評価する際に必要な項目が網羅されていることを前提に、簡略化することができるものとする。

(4) PPP/PFI 提案窓口の設置

(2) の対象事業を実施する地方公共団体等は、遅くとも当該実施の前年度の 4 月 1 日時点で、地方公共団体ホームページ等に、民間企業等からの PPP/PFI の導入に関する提案窓口を設置すること（別添 2：「民間企業等からの PPP/PFI の導入に関する提案窓口の設置イメージ」参照）。

(5) 事業見通しの公表

(2) の対象事業を実施する地方公共団体等は、遅くとも、対象事業に関して初めて国庫補助を要望する年度の 4 月 1 日までに、対象事業の事業見直し（事業名や対象施設）を予め公表すること。（例：令和 6 年度予算で初めて基本検討・設計や詳細設計の要望を行う事業については、令和 5 年 4 月 1 日時点での実施見通しの公表が必要）

ただし、事業見直しに相当する情報が、当該地方公共団体等が策定する計画や戦略等（社会資本総合整備計画や下水道事業計画、下水道ストックマネジメント計画（またはその簡略版）、経営戦略等）に掲載・公表されている場合には、これらをもって事業見直しを公表済みとすることができる。

地方公共団体は、対象事業に関し民間企業から相談があった場合においては、有益な提案を促すため、可能な範囲で適切に情報提供を行うよう努めるとともに、必要に応じ事前ヒアリング等を行うこと。

(6) 民間提案があった場合の地方公共団体における提案の採否の検討方法

(2) の対象事業に関し、民間企業等から提案を受けた場合には、その旨速やかに国土交通省に報告するとともに、「PFI 事業民間提案推進マニュアル（R3.4 内閣府 PPP/PFI 推進室）¹」

等を参照しつつ、民間提案の採否について検討し、結論を得ること。また検討結果については、提案民間企業等に遅滞なく通知すること。

(7) 国土交通省への報告

(6) で民間提案の採否を検討し、その結果、民間提案の全部又は一部を採用せずに事業を実施する場合には、民間からの提案書及び(6)の検討結果の報告書を、事業実施前年度の 9 月 30 日までに国土交通省まで報告すること。なお、国土交通省において検討した結果、地方公共団体による民間提案を採用しないという検討結果が妥当と判断した場合のみ、当該事業を社会資本整備総合交付金等の交付対象とする。

なお、(6)により国土交通省に対し報告された対象事業のうち、全体事業費が 30 億円以上と見込まれる事業または(6)の検討結果の通知を受けた民間企業から内閣府に対し不服申し立てがあった事業については、国土交通省は内閣府に協議を要する点について留意されたい。

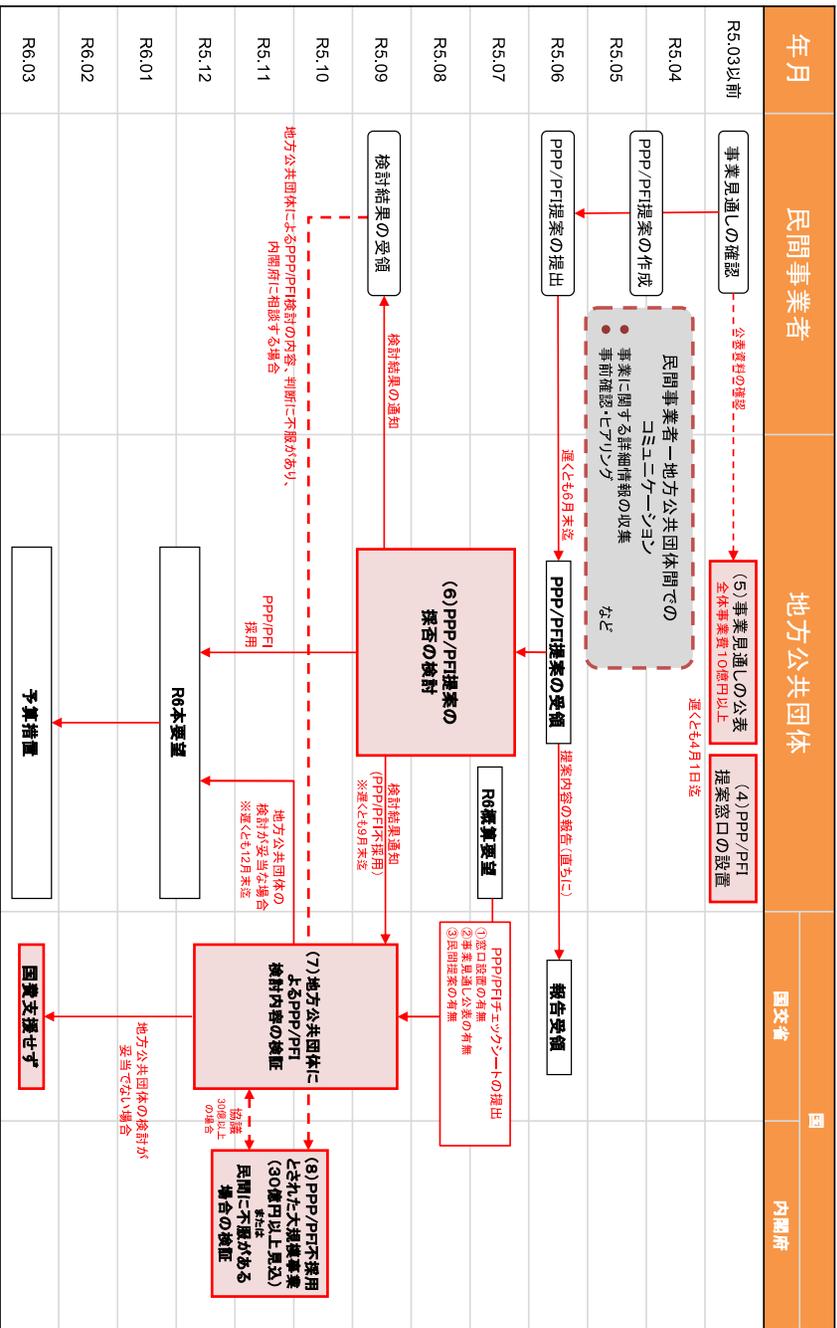
(8) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい

¹ https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_minkanteiansuishin.pdf

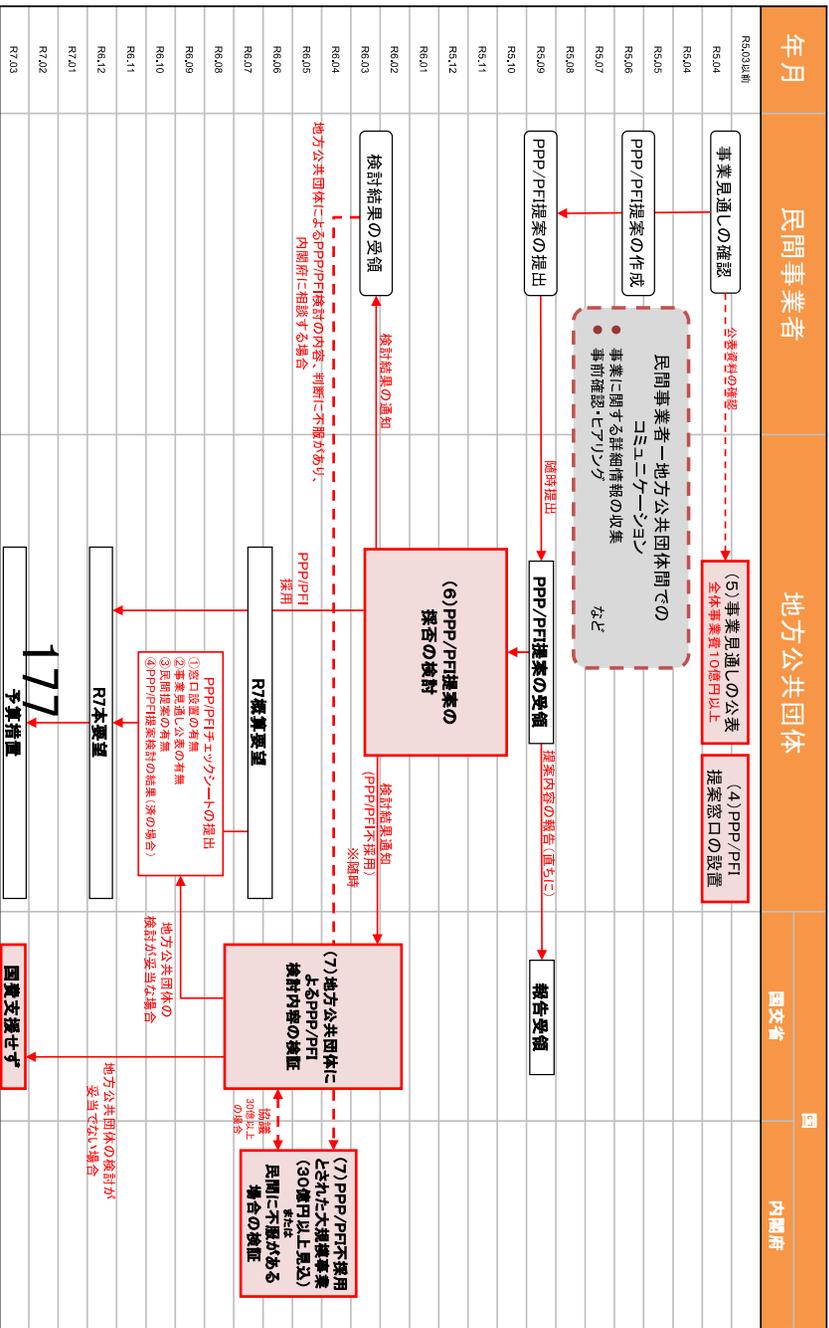
民間提案の補助金交付要件化スキーム (R6年度要求の事例)

※最もスケジュールがタイトな場合



民間提案の補助金交付要件化スキーム (R7年度要求の事例)

※通常の場合



別添 1

177

予算措置

国費支援せず

民間企業等からの PPP/PFI の導入に関する提案窓口の設置イメージ

〇〇市下水道事業に関する PPP/PFI 提案窓口

以下のリンク先に掲載されている各種計画等に掲載された事業に関し、PPP/PFI 方式（コンセッション、PFI、DBO、DB 等）による事業のご提案がございましたら、以下担当までご連絡ください。

- 〇〇市社会資本総合整備計画
- 〇〇市公共下水道事業計画
- 〇〇市下水道ストックマネジメント計画
- 〇〇市下水道経営戦略
- その他

事業見通しに相当する情報が掲載されている計画・戦略等に関し、適宜リンクを掲載して下さい。

ご提案については PFI 法第 6 条による民間提案に相当するものを基本といたしますが、提案書に記載する項目については、提案する PPP/PFI 方式に応じ、簡略化することが可能です。提案のご検討にあたっては、以下 HP の参考資料をご確認いただくとともに、提案提出前に事前相談いただけるよう、お願いいたします。

- PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル(R3.4 内閣府 PPP/PFI 推進室)
- 国土交通省下水道部 HP（各種ガイドライン）

なお、提案書については、国庫補助申請にあたり、国土交通省や内閣府に情報提供する可能性がある旨、予めご了承下さい。

担当：〇〇市下水道局〇〇課

電話：***-***-****

E-mail：*****@city.*****.lg.jp

事務連絡
令和 5 年 1 月 23 日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 254 について
（令和 4 年 12 月分）

1. 維持管理作業事故

令和 4 年 12 月は 1 件（死亡：0 件、負傷：1 件） の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は 6 件減少しました。

負傷事故の事例として、処理場内において、ホッパー室の 2 階にある沈砂用ホッパーの開口部付近で年次点検を行っていた作業員に、1 階でホッパー内の残留沈砂を確認していた作業員が声をかけることなくホッパーのスライドゲートを「開」操作したことにより、スライドしてきたゲートに右足を挟まれる事故が発生しました。

2. 工事故

令和 4 年 12 月は 10 件（死亡：0 件、負傷：8 件、物損：2 件） の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は 1 件減少しました。

負傷事故の事例として、開削工法による取付管布設工事において、土留めが必要となる深さ 1.8m で作業員が人力により掘削していたところ、崩壊してきた土中の石が作業員に当たる事故が発生しました。

3. 水質事故等

令和 4 年 12 月は 3 件（水質事故：1 件、その他案件：2 件） の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は 1 件減少しました。

水質事故の事例として、民間事業場において、製造機器の洗浄水を排水するポンプが故障したため、洗浄水が敷地外に溢れ、雨水管を通じ河川へ流出する事故が発生しました。

4. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いします。

HP：https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いします。

HP：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故（水質事故等含む）担当）

加藤：katou-k8318@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX:03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事務担当）

工内：kunouchi-y2n4@mlit.go.jp

杉山：sugiyama-r29s@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX:03-5253-1597

令和4年度

下水道に関する事故発生状況について

(令和4年12月末時点)

1. 人身事故（総括）
2. 維持管理作業事故
3. 工事事務
4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

1.人身事故(総括) (令和4年12月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12月までの集計	年度合計
		維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)			
	2. 負傷事故	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (3)	1 (2)	1 (7)				23 (31)	23 (38)
	合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (3)	1 (2)	1 (7)				23 (32)	23 (39)
	累計	0 (4)	4 (5)	7 (9)	12 (10)	14 (18)	17 (19)	21 (23)	22 (25)	23 (32)				-	-
180工事	1. 死亡事故	0 (0)	2 (0)	0 (1)	3 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)			5 (4)	5 (6)
	2. 負傷事故	4 (8)	4 (5)	2 (5)	7 (1)	6 (6)	8 (13)	7 (6)	8 (8)	8 (10)				54 (62)	54 (83)
	合計	4 (8)	6 (5)	2 (6)	10 (1)	6 (7)	8 (13)	7 (7)	8 (9)	8 (10)				59 (66)	59 (89)
	累計	4 (8)	10 (13)	12 (19)	22 (20)	28 (27)	36 (40)	43 (47)	51 (56)	59 (66)				-	-
合計	1. 死亡事故	0 (0)	2 (0)	0 (1)	3 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)			5 (5)	5 (7)
	2. 負傷事故	4 (12)	8 (6)	5 (9)	12 (2)	8 (14)	11 (14)	11 (9)	9 (10)	9 (17)				77 (93)	77 (121)
	合計	4 (12)	10 (6)	5 (10)	15 (2)	8 (15)	11 (14)	11 (11)	9 (11)	9 (17)				82 (98)	82 (128)
	累計	4 (12)	14 (18)	19 (28)	34 (30)	42 (45)	53 (59)	64 (70)	73 (81)	82 (98)				-	-

※下段()書きは前年度(令和3年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.維持管理作業事故 (令和4年12月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		事業主体	1. 都道府県	0 (1)	2 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (3)	2 (0)	3 (1)	0 (1)	0 (3)		
	2. 政令市	0 (2)	2 (0)	1 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	1 (2)				4 (12)
	3. 一般市	0 (0)	0 (1)	1 (2)	4 (0)	1 (3)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (1)				9 (8)
	4. 町村	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)				0 (2)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)	1 (2)	1 (7)				23 (32)
発生施設	1. 管渠	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				1 (1)
	2. マンホール	0 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)				3 (4)
	3. 処理場	0 (2)	0 (1)	2 (4)	1 (0)	1 (6)	2 (0)	3 (3)	1 (2)	1 (1)				11 (19)
	4. ポンプ場	0 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (3)				4 (5)
	5. その他	0 (1)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)				4 (3)
	合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)	1 (2)	1 (7)				23 (32)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)				0 (1)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)				0 (1)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	12. 公衆災害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)	
負傷事故	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (3)	1 (2)	1 (7)				23 (31)	
1. 墜落・転落	0 (1)	2 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	2 (0)	1 (0)	0 (2)				6 (7)	
2. はさまれ・巻き込まれ	0 (1)	1 (0)	1 (1)	3 (1)	0 (3)	1 (0)	0 (1)	0 (2)	1 (1)				7 (10)	
3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (2)				1 (2)	
4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)				2 (3)	
5. 転倒	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)				1 (4)	
6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				2 (0)	
7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)	
8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)	
9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)	
10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)	
11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)	
12. 公衆災害	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)				1 (1)	
13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)	
14. その他	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)				3 (4)	
合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)	1 (2)	1 (7)				23 (32)	
被災者数	1. 自治体職員	0 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)				4 (3)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	②負傷	0 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)				4 (3)
	2. 委託先業者	0 (3)	3 (1)	3 (4)	2 (1)	2 (8)	2 (1)	4 (3)	1 (2)	1 (6)				18 (29)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)				0 (1)
②負傷	0 (3)	3 (1)	3 (4)	2 (1)	2 (8)	2 (1)	4 (2)	1 (2)	1 (6)				18 (28)	
3. 第三者	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)				1 (1)	
①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)	
②負傷	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)				1 (1)	
合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)	1 (2)	1 (8)				23 (33)	
累計	0 (4)	4 (5)	7 (9)	12 (10)	14 (18)	17 (19)	21 (23)	22 (25)	23 (33)				-	-

※()書きは、前年度(令和3年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

維持管理作業事故情報データベース

令和4年12月末時点

NO.	発生日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者			
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
12月										
1	R4.12.28	2. 政令市	処理場	②はさまれ・巻き込まれ	処理場内において、ホッパー室の2階にある沈砂用ホッパーの開口部付近で年次点検を行っていた作業員に、1階でホッパー内の残留沈砂を確認していた作業員が声をかけることなくホッパーのスライドゲートを「開」操作したことにより、スライドしてきたゲートに右足を挟まれ負傷した。	・スライドゲート部に危険表示の掲示を実施。 ・点検時に現場操作盤へ点検中の表示札を掲示し、点検中であることを明示することとした。 ・複数人作業の実施時の相互確認、声かけの徹底、機器可動エリア侵入の危険性について安全教育の実施。 ・やむを得ない機器可動エリアへの侵入時には、監視者配置を実施。	委託先業者	19	男	右大腿部圧挫損傷（捻挫）

: 死亡事故 : 負傷事故

0

3. 工事事故
(令和4年12月末時点)

(単位: 件)

事業主体	12月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		1. 都道府県	2 (0)	0 (1)	1 (1)	4 (1)	0 (2)	1 (2)	3 (1)	2 (0)	3 (1)			
2. 政令市	3 (6)	3 (3)	2 (4)	4 (4)	2 (9)	2 (9)	1 (3)	1 (0)	1 (1)					19 (39)
3. 一般市	2 (4)	5 (2)	1 (2)	5 (0)	4 (2)	5 (7)	4 (3)	6 (11)	5 (8)					37 (39)
4. 町村	1 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)					5 (3)
5. その他	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)					2 (1)
合計	8 (10)	8 (6)	5 (9)	14 (5)	7 (13)	9 (18)	8 (8)	10 (11)	10 (11)					79 (91)
工事分類	1. 管きよ開削	4 (6)	6 (2)	3 (8)	7 (4)	2 (7)	7 (12)	6 (6)	6 (6)	4 (7)				45 (58)
	2. 管きよ推進	1 (1)	1 (2)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (2)	2 (1)				9 (8)
	3. 管きよシールド	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)				4 (1)
	4. 管きよその他	2 (2)	0 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	0 (1)				6 (9)
	5. 処ボ土木建築	0 (1)	1 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	2 (1)				8 (6)
	6. 処ボ機械電気	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (1)	0 (3)	0 (1)	1 (0)	2 (0)				7 (5)
	7. 処ボその他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)				0 (4)
	合計	8 (10)	8 (6)	5 (9)	14 (5)	7 (13)	9 (18)	8 (8)	10 (11)	10 (11)				79 (91)
事故類型	死亡事故	0 (0)	2 (0)	0 (1)	3 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)				5 (4)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (1)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)				1 (2)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)				0 (1)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	12=1. 公衆災害(人身)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	14. その他	0 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				4 (0)
負傷事故	4 (8)	4 (5)	2 (5)	7 (1)	6 (6)	8 (13)	7 (6)	8 (8)	8 (8)				54 (62)	
1. 墜落・転落	1 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	1 (0)	2 (3)	2 (0)	0 (0)	1 (1)				10 (5)	
2. はさまれ・巻き込まれ	1 (3)	2 (4)	0 (2)	3 (0)	3 (1)	0 (4)	4 (3)	2 (0)	2 (5)				17 (22)	
3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)				2 (1)	
4. 切れ・こすれ	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (1)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)				4 (4)	
5. 転倒	0 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (3)				4 (8)	
6. 激突	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				1 (1)	
7. 土砂崩壊	0 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (0)				4 (4)	
8. 交通事故	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)				4 (3)	
9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)	
10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)	
11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)	
12=1. 公衆災害(人身)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (3)	2 (2)	0 (0)				5 (6)	
13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (1)	
14. その他	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	2 (1)	0 (0)	2 (2)	1 (1)				3 (7)	
物損事故	4 (2)	2 (1)	3 (3)	4 (4)	1 (6)	1 (5)	1 (1)	2 (2)	2 (1)				20 (25)	
12=2. 公衆災害(物損)	4 (2)	2 (1)	3 (3)	4 (4)	1 (6)	1 (5)	1 (1)	2 (2)	2 (1)				20 (25)	
合計	8 (10)	8 (6)	5 (9)	14 (5)	7 (13)	9 (18)	8 (8)	10 (11)	10 (11)				79 (91)	

(単位: 人)

被災者数	12月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		1. 死亡	0 (0)	2 (0)	0 (1)	3 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)		
2. 負傷	4 (8)	4 (5)	2 (5)	7 (1)	6 (6)	9 (13)	7 (6)	8 (8)	1 (10)					48 (62)
合計	4 (8)	6 (5)	2 (6)	10 (1)	6 (7)	9 (13)	7 (7)	8 (9)	1 (10)					53 (66)
累計	4 (8)	10 (13)	12 (19)	22 (20)	28 (27)	37 (40)	44 (47)	52 (56)	53 (66)					-

※() 書きは、前年度(令和3年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

NO.	発生年月日	事業			事故概要	発生場所	事故類型	被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業				年齢	性別	被害状況
1	R4.12.1	1.都道府県	5.処ボ土木建築	鉄筋組立て	枠組足場上における鉄筋組立ての上下作業において、上段の作業員が材料を取りに移動した際、足場板がズレて脱落したことで、その足場板ごと作業員が落下し、下段の作業員に衝突して下段の作業員が被災した。	現場内	1.墜落・転落	32	男	腰部の骨折
2	R4.12.2	3.一般市	1.管きよ開削	埋戻し	アスファルト撤去後の段差の埋戻し作業中、作業員が手袋等を着用の上、ダンプトラック(3t)のリアゲートドアに手を添え運転手に合図を送りながら土砂の排出を介助し、ダンプ下げの合図を出した所、初動の勢いが作業員の予想の範疇を超えていた手を素早く離すことができず、リアゲートドアに右手を挟圧した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	65	男	右手中指複雑骨折
3	R4.12.3	3.一般市	1.管きよ開削	交通誘導	仮復旧施工において片側交互通行の規制中、一般車両が施工範囲直前を右折しようとした際、運転手が意識を失いそのまま施工範囲へ直進し、カラーコーン、交通誘導員をはね、ハンドガイド式振動ローラと接触しバックホウに衝突し停止した。事故原因は一般車両の運転手の体調不良により意識を失ったことによるもの。	現場内	8.交通事故	60	男	左鎖骨骨折(全治2ヶ月)
4	R4.12.5	3.一般市	1.管きよ開削	掘削	開削工法による取付管布設工事において、土留めが必要となる深さ1.8mで作業員が人力により掘削していたところ、崩壊してきた土中の石が作業員に当たり、被災した。	現場内	7.土砂崩壊	40	男	肋骨2本骨折
5	R4.12.5	3.一般市	1.管きよ開削	立坑築造工	下水道本管を布設するため、立坑築造工事としてケーシングの埋設を行っていたところ、土被り1.3m付近でガス管を損傷させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管の破損
6	R4.12.12	1.都道府県	5.処ボ土木建築	型枠組立	最終沈殿池のホッパー部で型枠組立作業を行っていたところ、作業員が型枠にサポートを設置するために鉄筋内を移動中、開口部を通過しようとした際、墜落制止用器具が鉄筋に引っ掛かって転倒し、左足踵をコンクリートに強打した。	現場内	5.転倒	45	男	左踵骨骨折
7	R4.12.17	5.その他	2.管きよ推進	推進工	下水道の面整備工事において、鋼製さや管推進工法で内径1000mmの鋼管を施工中、地下に埋設されていた通信ケーブル(J-COM)を破断したことにより、周辺住民のケーブルテレビが映らないなど広範囲にわたり通信障害が発生した。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	通信ケーブルの破断
8	R4.12.19	1.都道府県	6.処ボ機械電気	設備修繕	処理場の水処理設備の修繕工事において、汚泥掻き機駆動装置及び架台を門型クレーンに吊った状態で、作業員が架台の下でケーブルを設置する作業を行っていたところ、門型クレーンが倒れ、作業員の足が挟まれて転倒し負傷した。	現場内	3.飛来・落下	50	男	第12胸椎破裂骨折、第12胸椎ジャンス骨折、脊髄不全損傷、左膝打撲傷、左足関節打撲傷(全治32月)
9	R4.12.21	3.一般市	2.管きよ推進	ガス切断	推進工事において、両発進立坑の鋼製板を撤去するため、作業員が耐火エプロンを着用せずガス切断をしていたところ、火花が衣服に引火し、上半身に火傷を負った。	現場内	14.その他	81	男	火傷
10	R4.12.27	2.政令市	6.処ボ機械電気	運搬	バキュームポンプのユニット(約700kg、350×1200×2700)を引き出す作業をフォークリフトで行っていたところ、ユニットを引き出す途中でユニットがバランスを崩し、作業員側に倒れたことで、倒れてきたユニットと横構の敷板(400×400)の間に左足首を挟まれて被災した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	56	男	脛骨遠位端骨折、腓骨遠位端骨折

■: 死亡事故 □: 負傷事故 □: 物損事故

[総括]	4.水質事故等 (令和4年12月末時点)												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
水質事故等	3(2)	5(3)	6(1)	3(2)	3(5)	0(6)	3(7)	3(2)	3(4)				29(32)
累計	3(2)	8(5)	14(6)	17(8)	20(13)	20(19)	23(26)	26(28)	29(32)				-

(単位:件)

[内訳]	4.水質事故等 (令和4年12月末時点)												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1. 都道府県	1(0)	1(0)	1(0)	0(1)	1(1)	0(0)	0(2)	0(1)	0(2)				4(7)
2. 政令市	2(0)	3(2)	2(0)	1(0)	0(2)	0(3)	1(3)	0(0)	2(0)				11(10)
3. 一般市	0(2)	1(1)	2(1)	2(1)	2(2)	0(3)	2(2)	2(1)	1(2)				12(15)
4. 町村	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)				2(0)
5. その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)				0(0)
合計	3(2)	5(3)	6(1)	3(2)	3(5)	0(6)	3(7)	3(2)	3(4)				29(32)
1. 管渠	1(2)	1(1)	4(0)	2(1)	0(0)	0(4)	2(3)	1(0)	0(2)				11(13)
2. マンホール	0(0)	1(0)	0(1)	0(0)	0(3)	0(1)	0(2)	1(0)	0(0)				2(7)
3. 処理場	1(0)	1(0)	0(0)	1(1)	2(1)	0(0)	0(1)	2(2)	0(0)				7(7)
4. ホソナ場	1(0)	2(1)	0(0)	0(0)	1(1)	0(1)	1(0)	0(0)	0(0)				5(3)
5. その他	0(0)	0(1)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)				4(2)
合計	3(2)	5(3)	6(1)	3(2)	3(5)	0(6)	3(7)	3(2)	3(4)				29(32)
原因者	3(2)	1(1)	1(1)	2(0)	1(1)	0(1)	2(1)	1(0)	1(1)				9(8)
1. 下水道管理者(委託先含む)	0(2)	1(1)	1(1)	2(0)	1(1)	0(1)	2(1)	1(0)	1(1)				11(14)
2. 民間事業者(一般人を含む)	3(0)	5(3)	6(1)	4(0)	1(2)	0(4)	1(3)	1(2)	0(0)				29(32)
3. その他(天災、原因者不明含む)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)				0(0)
合計	3(2)	5(3)	6(1)	4(0)	1(2)	0(4)	1(3)	1(2)	0(0)				29(32)
発生施設	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)				3(0)
1. 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)				3(1)
2. 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)				0(0)
3. 悪質下水からの悪質下水の流出	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(1)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)				1(4)
4. 雨水管からの悪質下水の流出	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(2)	3(2)	1(0)	1(0)				5(5)
5. 下水道施設からの下水等の流出	2(1)	1(0)	3(1)	2(1)	1(3)	0(1)	0(3)	2(0)	0(3)				11(13)
6. その他事故(①~⑤以外の事故)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(1)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)				0(3)
水質事故 合計	3(2)	3(1)	4(1)	3(2)	3(5)	0(4)	3(6)	3(1)	1(4)				23(26)
その他案件	0(0)	2(2)	2(0)	0(0)	0(0)	0(2)	0(1)	0(1)	2(0)				6(6)
水質事故等 合計	3(2)	5(3)	6(1)	3(2)	3(5)	0(6)	3(7)	3(2)	3(4)				29(32)
① 耐用年数経過	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(1)				0(3)
② 耐用年数以内	1(1)	0(2)	2(0)	1(1)	0(0)	0(3)	0(2)	2(0)	1(1)				7(11)
③ 天災等	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)				0(0)
合計	1(1)	0(2)	2(0)	1(1)	0(0)	0(4)	0(4)	0(4)	2(0)				7(14)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損壊または、設備の故障によるものを集計
※()書きは、前年度(令和3年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和4年12月末時点

事務連絡
令和5年2月14日

NO.	発生年月日	事故情報				事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応	
12月							
1	R4.12.2	3.一般市	その他	水質事故	④雨水管からの悪質下水の流出	民間事業場において、製造機器の洗浄水を排水するポンプが故障したため、洗浄水が敷地外に溢れ、雨水管を通じ河川へ流出した。	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対応として、工場の操業を停止し、雨水管に流入した洗浄水をバキュームカーにより回収した。 ・また下水道管理者から事業場に対して、機械の適正な管理を指導するとともに、今後、溢水等が万が一発生した場合、速やかな措置ができるよう、土嚢や吸着マットなどの準備、事故発生時の対応マニュアルの作成を指導した。
2	R4.12.3	2.政令市	処理場	その他案件	—	処理場内の汚泥固形燃料化事業施設において、炭化炉棟で炭化炉立ち上げ作業をしていたところ、炭化物ホッパが爆発し建物が損傷した。人的被害はなく、下水処理への影響もなく通常通り処理を継続している。処理場内で発生した汚泥は市内の汚泥ネットワークで別の処理場に送泥している。	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対応として、消防へ連絡し高温状態のホッパへ放水による冷却を行い、安全を確認後、警察及び消防による現場検証を受けた。 ・爆発の詳細原因は調査中、再発防止策についても検討中。
3	R4.12.15	2.政令市	管渠	その他案件	—	老朽化に伴う泥吐弁の不良に送泥管から下水管に汚泥が漏出した。下水管以外の施設への漏出や水処理への影響はなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対応として、送泥を一時停止し処理場内に貯留。 ・老朽化した泥吐弁を交換し復旧。 ・再発防止策を検討中。

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令市下水道担当部長 殿
(上記 各地方整備局等経由)
各市町村下水道担当部長 殿
(上記 各都道府県経由)
日本下水道事業団事業統括部事業調整課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

令和5年3月からの機械及び電気設備工事の積算に係わる労務単価の基準額について

下水道事業（機械・電気設備請負工事）における令和5年3月からの労務単価の基準額を下記のとおり定めたので、積算の参考とされたい。

記

(機械関係)

令和5年3月からの「機械設備据付工」労務単価基準額

26,800円/日

(割増対象賃金比：0.657)

(電気関係)

令和5年3月からの「技術者」労務単価基準額

34,500円/日

(割増対象賃金比：0.67)

事 務 連 絡
令和5年2月22日

警察庁丙備一発第5-14号
令和5年2月15日

G7広島サミット等関係道府県下水道担当部長 殿
G7広島サミット等関係政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官 殿

警 察 庁 警 備 局 長
(公 印 省 略)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長
下水道事業課長

G7広島サミット等開催に伴う警備協力について(要請)

G7広島サミット等開催に伴う警備協力について(依頼)

貴台におかれましては、平素から警察運営に際して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

G7広島サミットにつきましては、令和5年5月19日から同月21日までの間、広島県において開催されることが昨年7月15日の閣議で了解され、関係閣僚会合についても、それぞれの開催地が発表されているところであります。

G7広島サミット及び関係閣僚会合並びにこれらの関係行事(以下「G7広島サミット等」という。)の開催をめぐっては、我が国に対する国際テロの脅威が継続しているほか、サイバー攻撃、右翼等による違法行為、テロ組織等と関わりのない者による違法行為等の発生が懸念されるなど、厳しい情勢にあり、首脳会合や関係閣僚会合の開催地における警戒警備の徹底はもちろんのこと、それ以外の地域においても重要施設や公共交通機関等に対するテロ等違法行為の発生を未然に防止するための対策を講じる必要があります。

警察では、国民の理解と協力を得て、国内外要人の身の安全をはじめとするG7広島サミット等の開催の安全及びその円滑な進行を確保するとともに、テロ等違法行為の未然防止を図るため、全国警察の総力を挙げて各種対策を推進しております。

貴台におかれましても、本警備の重要性を御勘案の上、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますようお願いいたします。

平素より下水道行政の推進について、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

G7広島サミットについては、令和5年5月19日から同月21日までの間、広島県において開催されることが昨年7月15日の閣議で了解され、関係閣僚会合についても、それぞれの開催地が発表されているところです。

については、G7広島サミット及び関係閣僚会合並びにこれらの関係行事及び関連施設等周辺における下水道施設、工事現場等の管理及び警戒の強化など、適切な措置を講じられますようお願いいたします。

各道府県におかれましては、この旨、管内のG7広島サミット等関係市町(政令指定都市を除く。)への周知をお願いいたします。

要請事項

貴台におかれましては、G7広島サミット首脳会合・関係閣僚会合（以下「サミット等」という。）に関する警察との情報共有、連携の強化及び以下の事項についてお願いするほか、事業者、関係機関等に対する指導、要請をお願いいたします。

【共通要請事項】

- 1 連絡体制の確立
- 2 自主警備体制強化
- 3 サミット等に関する不審者情報等の警察への通報連絡の徹底
- 4 サミット等の関連施設（以下「関連施設等」という。）周辺における小型無人機等の使用の抑制及び飛行規制についての注意喚起
- 5 業務用車両、小型無人機等の管理強化及び盗難・紛失時における警察への連絡の徹底
- 6 身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時における警察への連絡の徹底
- 7 交通規制内容の周知及びサミット等開催地における交通総量抑制
- 8 サイバーセキュリティ対策の強化

【個別要請事項】

- 1 関連施設等周辺における河川、道路、公園、共同溝等の管理及び警戒の強化
- 2 工事資機材、工事用火薬類等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡徹底
- 3 放射性物質等の運搬に関する管理強化
- 4 公共交通機関における広報媒体を活用した旅客への不審者（物）発見時の協力要請
- 5 公共交通機関及び関連施設に対する警戒警備の強化
- 6 船舶及び港湾施設に対する警戒警備の強化
- 7 航空機、空港及び航空保安施設に対する警戒警備の強化
- 8 鉄道ケーブル等、交通運行上重要な物件に対する警戒警備の強化
- 9 ハイジャック等防止対策の徹底
- 10 小型航空機・小型船舶所有者等に対する管理強化及び関連施設等周辺における飛行・航行抑制の要請
- 11 サミット等に伴う飛行制限区域の周知
- 12 空港等における訪日外国人等に対する航空法及び小型無人機等飛行禁止法等の積極的広報
- 13 ドローン基盤情報システムの維持に係る24時間即時対応体制の確保
- 14 無人航空機登録者に対するサミット関連の小型無人機等飛行禁止法等による規制の周知・広報及び関連施設等周辺における飛行抑制
- 15 業務で無人航空機を使用している事業者に対する飛行規制等の周知徹底
- 16 関連施設等周辺における緊急走行時の110番通報

- 17 関連施設等周辺における小型無人機等の飛行に係る警察への協力
- 18 レンタカー事業者及びカーシェアリング事業者に対する借受人への本人確認や使用目的聴取の徹底、不審点を認めた場合の警察への通報
- 19 旅館、ホテル及び住宅宿泊事業者等に対する宿泊者名簿及び日本国内に住所を有しない外国人宿泊者の旅券の写しの保存の徹底
- 20 高速道路における交通規制等をはじめとする警備諸対策への協力
- 21 G7三重・伊勢志摩交通大臣会合及びG7香川・高松都市大臣会合における自主警備体制の強化と会合運営受託業者に対する適切な指導

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 255 について
（令和5年1月分）

1. 維持管理作業事故

令和5年1月は3件（死亡：0件、負傷：3件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は1件増加しました。

負傷事故の事例として、汚水管内の劣化調査のため、作業員が墜落制止用器具を使用せずに深さ8.5mのマンホールの梯子を使って降りていたところ、手を滑らせ、マンホール底部までの高さ約1.3mから転落する事故が発生しました。

2. 工事故

令和5年1月は12件（死亡：0件、負傷：9件、物損：3件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は2件減少しました。

負傷事故の事例として、開削工法による汚水管路布設工事において、砕石で埋戻し交通開放を行ったところ、車両の通行によりマンホール周りの砕石が掘られ、約18cmの段差が生じたため、自転車に乗った人が転倒する事故が発生しました。

3. 水質事故等

令和5年1月は3件（水質事故：2件、その他案件：1件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は1件増加しました。

水質事故の事例として、河川を地下で横断する管路施設に設置された河川水の逆流防止ゲートにおいて、意図せずゲートが閉まり、汚水の流下機能が停止したため、上流域のマンホールから汚水が溢水する事故が発生しました。同様の水質事故が発生した際、「下水道の管路施設に設置した逆流防止用ゲートの閉塞について」（令和4年6月10日付事務連絡）により、逆流防止用ゲートの点検等の実施について注意喚起を行っているところです

また、下水道管理者におかれましては、「下水道維持管理指針 実務編—2014年版—」（平成26年9月（公社）日本下水道協会）第11章第2節「I ゲート設備」等を参考に適切な管理を実施していただきますようお願いします。

4. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いします。

HP：https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いします。

HP：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

（担当・問い合わせ先）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故（水質事故等含む）担当）

加藤：katou-k8318@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX:03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事故担当）

工内：kunouchi-y2n4@mlit.go.jp

杉山：sugiyama-r29s@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX:03-5253-1597

令和4年度

下水道に関する事故発生状況について

(令和5年1月末時点)

1. 人身事故（総括）

2. 維持管理作業事故

3. 工事事故

4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局

下水道部

1. 人身事故（総括）

(令和5年1月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月までの集計	年度合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (1)	0 (1)
	2. 負傷事故	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (3)	1 (2)	1 (7)	3 (2)			26 (33)	26 (38)
	合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)	1 (2)	1 (7)	3 (2)			26 (34)	26 (39)
	累計	0 (4)	4 (5)	7 (9)	12 (10)	14 (18)	17 (19)	21 (23)	22 (25)	23 (32)	26 (34)			-	-
工事	1. 死亡事故	0 (0)	2 (0)	0 (1)	3 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (2)			5 (6)	5 (6)
	2. 負傷事故	4 (8)	4 (5)	2 (5)	7 (1)	6 (6)	8 (13)	7 (6)	8 (8)	8 (10)	9 (9)			63 (71)	63 (83)
	合計	4 (8)	6 (5)	2 (6)	10 (1)	6 (7)	8 (13)	7 (7)	8 (9)	8 (10)	9 (11)			68 (77)	68 (89)
	累計	4 (8)	10 (13)	12 (19)	22 (20)	28 (27)	36 (40)	43 (47)	51 (56)	59 (66)	68 (77)			-	-
合計	1. 死亡事故	0 (0)	2 (0)	0 (1)	3 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (2)			5 (7)	5 (7)
	2. 負傷事故	4 (12)	8 (6)	5 (9)	12 (2)	8 (14)	11 (14)	11 (9)	9 (10)	9 (17)	12 (11)			89 (104)	89 (121)
	合計	4 (12)	10 (6)	5 (10)	15 (2)	8 (15)	11 (14)	11 (11)	9 (11)	9 (17)	12 (13)			94 (111)	94 (128)
	累計	4 (12)	14 (18)	19 (28)	34 (30)	42 (45)	53 (59)	64 (70)	73 (81)	82 (98)	94 (111)			-	-

※下段()書きは前年度(令和3年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.維持管理作業事故
(令和5年1月末時点)

(単位:件)

事業主体	1月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		1. 都道府県	0 (1)	2 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (3)	2 (0)	3 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (0)	10 (10)	
2. 政令市	0 (2)	2 (0)	1 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	4 (12)			
3. 一般市	0 (0)	0 (1)	1 (2)	4 (0)	1 (3)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (1)	3 (2)	12 (10)			
4. 町村	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)			
5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)	1 (2)	1 (7)	3 (2)	26 (34)			
発生施設														
1. 管渠	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)			
2. マンホール	0 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	4 (4)			
3. 処理場	0 (2)	0 (1)	2 (4)	1 (0)	1 (6)	2 (0)	3 (3)	1 (2)	1 (1)	2 (1)	13 (20)			
4. ポンプ場	0 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (1)	4 (6)			
5. その他	0 (1)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	4 (3)			
合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)	1 (2)	1 (7)	3 (2)	26 (34)			
死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)			
1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)			
2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
12. 公衆災害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)	1 (2)	1 (7)	3 (2)	26 (34)			
負傷事故	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)	1 (2)	1 (7)	3 (2)	26 (33)			
1. 墜落・転落	0 (1)	2 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	2 (0)	1 (0)	0 (2)	1 (0)	7 (7)			
2. はさまれ・巻き込まれ	0 (1)	1 (0)	1 (1)	3 (1)	0 (3)	1 (0)	0 (1)	0 (2)	1 (1)	0 (1)	7 (11)			
3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	1 (2)			
4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	2 (3)			
5. 転倒	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (5)			
6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)			
7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
12. 公衆災害	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)			
13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
14. その他	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (4)			
合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)	1 (2)	1 (7)	3 (2)	26 (34)			

■:死亡事故 □:負傷事故

(単位:人)

被災者数	1月	2月	3月	合計
1. 自治体職員	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
②負傷	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
2. 委託先業者	0 (3)	3 (1)	3 (4)	2 (8)
①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
②負傷	0 (3)	3 (1)	3 (4)	2 (8)
3. 第三者	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
②負傷	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)
累計	0 (4)	4 (5)	7 (9)	12 (10)

※()書きは、前年度(令和3年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

NO.	発生日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者			
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
1月										
1	R5.1.12	3. 一般市	処理場	⑤転倒	夜間、委託先作業員が設備の操作をするため、処理場内を徒歩で移動中、懐中電灯で足元を照らしていたが、場内配管を見落とし置き転倒した際に負傷した。	・場内ハザードマップに被災箇所を反映した。 ・被災した通路を使用せずとも場内移動は可能なため、被災通路を夜間通行禁止とした。 ・夜間の場内移動時は懐中電灯ではなく、施設の屋外灯を点灯させることとした。	委託先業者	46	男	左手小指、薬指の脱臼及び裂傷
2	R5.1.13	3. 一般市	マンホール	①墜落・転落	汚水管内の劣化調査のため、作業員が墜落制止用器具を使用せずに深さ8.5mのマンホールの梯子を使って降りていたところ、手を滑らせ、マンホール底部までの高さ約1.3mから転落し、負傷した。 委託業者が管理者へ提出していた業務計画では、墜落制止用器具を装着することになっていたが、作業員の過信により装着せず作業していたため、転落した。	・業務計画の遵守徹底を指導。 ・墜落制止用器具装着の遵守、装着の再教育を実施。	委託先業者	74	男	第5腰椎左突起骨折、右足踵骨折
3	R5.1.25	3. 一般市	処理場	⑧その他	汚泥試験用の試料採取のため、場内の配管(高さ0.8m)を跨いで採取位置へ移動していたところ、配管の昇り下り中にバランスを崩し、正面の壁に手をついた際、右肩に体重がかかり負傷した。	・試料採取位置を配管を跨ぐ必要がない位置に変更。 ・安全作業書内の汚泥試験用の試料採取手順を見直し。 ・事故内容の周知、安全教育の実施。	委託先業者	47	男	右肩関節骨折、脱臼

3.工事事務
(令和5年1月末時点)

(単位:件)

事業主体	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
	1. 都道府県	2 (0)	0 (1)	1 (1)	4 (1)	0 (2)	1 (2)	3 (1)	2 (0)	3 (1)	2 (0)			18 (9)
2. 政令市	3 (6)	3 (3)	2 (4)	4 (4)	2 (9)	2 (9)	1 (3)	1 (0)	1 (1)	2 (3)			21 (42)	
3. 一般市	2 (4)	5 (2)	1 (2)	5 (0)	4 (2)	5 (7)	4 (3)	6 (11)	5 (8)	8 (10)			45 (49)	
4. 町村	1 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)			5 (4)	
5. その他	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)			2 (1)	
合計	8 (10)	8 (6)	5 (9)	14 (5)	7 (13)	9 (18)	8 (8)	10 (11)	10 (11)	12 (14)			91 (105)	
工事分類	1. 管きょ開削	4 (6)	6 (2)	3 (8)	7 (4)	2 (7)	7 (12)	6 (6)	6 (6)	4 (7)	9 (9)			54 (67)
	2. 管きょ推進	1 (1)	1 (2)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (2)	2 (1)	0 (1)			9 (9)
	3. 管きょシールド	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)			4 (1)
	4. 管きょその他	2 (2)	0 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	0 (1)	0 (2)			6 (11)
	5. 処土木建築	0 (1)	1 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	2 (1)	2 (1)			10 (7)
	6. 処機械電気	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (1)	0 (3)	0 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (1)			8 (6)
	7. 処その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)			0 (4)
	合計	8 (10)	8 (6)	5 (9)	14 (5)	7 (13)	9 (18)	8 (8)	10 (11)	10 (11)	12 (14)			91 (105)
事故類型	死亡事故	0 (0)	2 (0)	0 (1)	3 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (2)			5 (6)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (1)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			1 (2)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	5. 転倒	0 (1)	1 (1)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)			0 (1)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)			0 (1)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)			0 (1)
	14. その他	0 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			4 (0)
負傷事故	4 (8)	4 (5)	2 (5)	7 (1)	6 (6)	8 (13)	7 (6)	8 (8)	8 (10)	9 (9)			63 (71)	
1. 墜落・転落	1 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	1 (0)	2 (3)	2 (0)	0 (0)	1 (1)	5 (2)			15 (7)	
2. はさまれ・巻き込まれ	1 (3)	2 (4)	0 (2)	3 (0)	3 (1)	0 (4)	4 (3)	2 (0)	2 (5)	1 (3)			18 (25)	
3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)			2 (1)	
4. 切れ・こすれ	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (1)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)			4 (4)	
5. 転倒	0 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (3)	1 (2)			5 (10)	
6. 激突	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			1 (1)	
7. 土砂崩壊	0 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (2)			4 (6)	
8. 交通事故	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)			4 (3)	
9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)	
10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)	
11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)	
12-1. 公衆災害(人身)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (3)	2 (2)	0 (0)	2 (0)			7 (6)	
13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (1)	
14. その他	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	2 (1)	0 (0)	0 (2)	1 (1)	0 (0)			3 (7)	
物損事故	4 (2)	2 (1)	3 (3)	4 (4)	1 (6)	1 (5)	1 (1)	2 (2)	2 (1)	3 (3)			23 (28)	
12-2. 公衆災害(物損)	4 (2)	2 (1)	3 (3)	4 (4)	1 (6)	1 (5)	1 (1)	2 (2)	2 (1)	3 (3)			23 (28)	
合計	8 (10)	8 (6)	5 (9)	14 (5)	7 (13)	9 (18)	8 (8)	10 (11)	10 (11)	12 (14)			91 (105)	

(単位:人)

被災者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	1. 死亡	0 (0)	2 (0)	0 (1)	3 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (2)		
2. 負傷	4 (8)	4 (5)	2 (5)	7 (1)	6 (6)	9 (13)	7 (6)	8 (8)	1 (10)	9 (9)			57 (71)
合計	4 (8)	6 (5)	2 (6)	10 (1)	6 (7)	9 (13)	7 (7)	8 (9)	1 (10)	9 (11)			62 (77)
累計	4 (8)	10 (13)	12 (19)	22 (20)	28 (27)	37 (40)	44 (47)	52 (56)	53 (66)	62 (77)			-

※ () 書きは、前年度(令和3年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

NO.	発生年月日	事業主体			事故概要	発生場所	事故類型	被災者		被害状況
		事業主体	工事分類	従事作業				年齢	性別	
1月										
1	R5.1.11	1.都道府県	1.管きょ開削	掘削	汚水樹取付管の布設替え工事をしていて、バックホウで掘削中、ガス供給管(φ25mm、土被り0.65m)を損傷させた。ガス周辺では人力掘削に切り替える必要があったが、バックホウのオペレーターは遅れた工程を取り戻そうと、そのままバックホウで作業したため、ガス管を損傷させてしまった。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管の破損
2	R5.1.11	3.一般市	1.管きょ開削	土留	開削工法による下水道管渠の布設工事において、作業員が休憩を終え、土留の設置作業を再開しようとして掘削穴の横を歩き出そうとしたところ、つまづいてバランスを崩して掘削穴に転落し、負傷した。	現場内	1.墜落・転落	56	男	肋骨骨折肋骨骨折(全治4週間)
3	R5.1.11	3.一般市	1.管きょ開削	掘削	下水道管渠布設工事の埋戻し作業中において、地上から作業道具を取り、はしごにて掘削底部に降りようとしたところ、足を滑らせて掘削底部までの高さ1.0mから転落した。転落の際、はしごに左肩を強く負傷した。	現場内	1.墜落・転落	65	男	左鎖骨骨折(ひび)(全治2週間程度)
4	R5.1.14	3.一般市	1.管きょ開削	-	マンホール設置工事の施工後、復旧として仮舗装を行い、交通開放をしたところ、施工から1週間後の早朝に、当該マンホールの周囲が陥没していたことで深さ約11cmの段差が生じ、その段差の上を走行した車2台のタイヤがパンクした。また、そのうち1台の運転手が段差を乗り越えた際、頭部を打ち負傷した。	現場内	12-1.公衆災害(人身)	-	男	頭部の負傷、車両の損傷
5	R5.1.16	3.一般市	1.管きょ開削	-	汚水管、マンホールの布設後、復旧として砕石で埋戻し・転圧し、夜間に交通開放を行っていたところ、復旧箇所が最大18cm陥没していたため、自転車に乗った人が転倒し負傷した。	現場内	12-1.公衆災害(人身)	71	男	中心性脊椎損傷
6	R5.1.18	1.都道府県	5.処土木建築	型枠	終末処理場の建設工事において、コンクリート壁構築用の型枠組立てに破損していた作業員が、ゲート室内から外へ移動するため方向転換し歩き始めたところ、床から出ていたアンカーボルトに頭を打ち、左足膝を強く打って負傷した。	現場内	5.転倒	69	男	膝蓋骨骨折(全治2カ月)
7	R5.1.19	3.一般市	1.管きょ開削	掘削	取付管の破損箇所を調査するため、重機で掘削をしていたところ、作業途中、ガスの埋設を知らずテープが土中から出てきたが、人力掘削に切り替えることなく、そのまま機械掘削をしたことにより、ガス引込管の支管部を破損させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管の破損
8	R5.1.20	3.一般市	6.処機械電気	足場	雨水ポンプ場内において、作業員が流入ゲートのスラブ上で足場の解体作業をしていたところ、スラブ開口部から約7.5m下の底版に転落した。	現場内	1.墜落・転落	53	男	頭蓋骨数箇所陥没、鎖骨・背骨・肋骨骨折、肺気胸(休業30日)
9	R5.1.23	3.一般市	1.管きょ開削	土留	ボックスカルバートの敷設工事において、土留設置を終え、次の作業として土留の3段ある切梁うち一番下の切梁を盛替えようと、作業員が外すつもりで切梁に足をかけた状態でバタ角材により衝撃を与えたため、その切梁がジョイント部から外れ、作業員が足から切梁とともにベースコンクリート上へ落下した。	現場内	1.墜落・転落	60	男	脊椎損傷による知覚障害(手のしびれ)
10	R5.1.25	2.政令市	1.管きょ開削	舗装	舗装機復旧作業中、コンバインドローラー(3t)に搭乗した作業員が車を停止させ、降車しようとして身を乗り出したとき、衣服が前後進レバーに引っ掛かり、後退レバーが入ってしまった。その際、作業員がバランスを崩して機械から転落し、後進してきたコンバインドローラーの鉄釘に右足を挟まれ、被災した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	54	男	右足趾骨骨折(全治3ヶ月)
11	R5.1.26	3.一般市	5.処土木建築	立坑	立坑内において、作業員が坑内に設けたステージから掘削底部に下りるために使用するはしごの設置替え作業の際、足を滑らせ、掘削底部までの高さ約4.5mから転落し負傷した。被災者は墜落制止用器具を着用しながら、フックをかけていなかった。	現場内	1.墜落・転落	44	男	背骨骨折、右足脛骨骨折
12	R5.1.30	2.政令市	1.管きょ開削	掘削	下水道本管の布設工事において、バックホウで掘削作業をしていたところ、工事前にガス管の埋設位置をマーキングしていたが、マーキングの仕方が悪かったため、バックホウのオペレーターがガス管の埋設位置を誤り、ガス供給管(φ30mm)を損傷させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管の破損

死亡事故 負傷事故 物損事故

NO.	発生年月日	事故情報		事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故概要	事故への対応
1月					
1	R5.1.10	3.一般市	管渠	水質事故 ⑤下水道施設からの下水等の流出	<p>下水本管の耐震工事に伴い、本管を止水し、別の排水系統として仮設ポンプ及び仮設排水管を設置し稼働したところ、仮設ポンプに接続するホースが作業員の接続ミスにより抜けてしまい汚水を送水できずに上流域で溢水が発生した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急対応として、処理区域内の住民等に節水依頼を行い、バキューム車により溢水、滞留した汚水を吸引し、溢水個所の清掃、消毒を実施した。 ・同日中に仮設の復旧を行い、支障なく排水されている状況を確認し、本管耐震工事を再開し工事完了。 ・再発防止策として、施工計画の見直しを実施し、今後は、ポンプ等の水替工が十分機能しているかを事前に確認することとし、試験施工手順書の見直しも実施。
2	R5.1.17	2.政令市	管渠	その他案件 -	<p>河川工事により、下水道管路が破損し、破損箇所より、河川水が流入し処理場における処理水量が増加した。 なお、河川の地下に埋設された管路の破損であり、河川が管路の上段に位置していることから、河川側への汚水の流出はなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急対応として、大型土嚢を用いた止水対策を行い、流入水量の減少を図った。 ・下水道台帳、河川構造物台帳により、各管理者による情報共有の徹底により、再発防止を図る。
3	R5.1.31	1.都道府県	管渠	水質事故 ⑤下水道施設からの下水等の流出	<p>河川を地下で横断する管路施設に設置された河川水の逆流防止ゲートが意図せず閉まり、汚水の流下機能が停止したため、上流域のマンホールから汚水が溢水する事故が発生した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急対応として、処理区域内の住民等に節水依頼を行い、手動によりゲートを操作し通水を確保した。 ・下水道台帳、河川構造物台帳により、各管理者による情報共有の徹底により、再発防止策を検討中。

4.水質事故等
(令和5年1月末時点)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質事故等	3 (2)	5 (3)	6 (1)	3 (2)	3 (5)	0 (6)	3 (7)	3 (2)	3 (4)	3 (2)			32 (34)
累計	3 (2)	8 (5)	14 (6)	17 (8)	20 (13)	20 (19)	23 (28)	26 (28)	28 (32)	32 (34)			-

[内訳]	[単位:件]												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1. 都道府県	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (2)	1 (1)			5 (8)
2. 政令市	2 (0)	3 (2)	2 (0)	1 (0)	0 (2)	0 (3)	1 (3)	0 (0)	2 (0)	1 (0)			12 (10)
3. 一般市	0 (2)	1 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (2)	0 (3)	2 (2)	2 (1)	1 (2)	1 (0)			13 (15)
4. 町村	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)			2 (1)
5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
合計	3 (2)	5 (3)	6 (1)	3 (2)	3 (5)	0 (6)	3 (7)	3 (2)	3 (4)	3 (2)			32 (34)
1. 管渠	1 (2)	1 (1)	4 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (4)	2 (3)	1 (0)	0 (2)	3 (1)			14 (14)
2. マンホール	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (1)	0 (2)	1 (0)	0 (0)	0 (0)			2 (7)
3. 処理場	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	2 (2)	0 (0)			7 (7)
4. ホンゾ場	1 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)			5 (4)
5. その他	0 (0)	0 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)			4 (2)
合計	3 (2)	5 (3)	6 (1)	3 (2)	3 (5)	0 (6)	3 (7)	3 (2)	3 (4)	3 (2)			32 (34)
1. 下水道管理者(委託先含む)	3 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (1)	0 (3)	1 (0)	2 (3)	2 (0)			11 (10)
2. 民間事業者(一般人を含む)	0 (2)	1 (1)	1 (1)	2 (0)	1 (1)	0 (1)	2 (1)	1 (0)	1 (1)	1 (0)			10 (8)
3. その他(天災、原因者不明含む)	0 (0)	3 (1)	4 (0)	1 (2)	1 (2)	1 (3)	1 (2)	1 (2)	0 (0)	0 (2)			11 (16)
合計	3 (2)	5 (3)	6 (1)	3 (2)	3 (5)	0 (6)	3 (7)	3 (2)	3 (4)	3 (2)			32 (34)
原因者	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			3 (0)
1. 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			3 (1)
2. 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
3. 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)			1 (4)
4. 雨水管からの悪質下水の流出	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	3 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (0)			5 (5)
5. 下水道施設からの下水等の流出	2 (1)	1 (0)	3 (1)	2 (1)	1 (3)	0 (1)	0 (3)	2 (0)	0 (3)	2 (2)			13 (15)
6. その他事故(①~⑤以外の事故)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (3)
水質事故 合計	3 (2)	3 (1)	4 (1)	3 (2)	3 (5)	0 (4)	3 (6)	3 (1)	1 (4)	2 (2)			25 (28)
その他案件	0 (0)	2 (2)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	2 (0)	1 (0)			7 (6)
水質事故等 合計	3 (2)	5 (3)	6 (1)	3 (2)	3 (5)	0 (6)	3 (7)	3 (2)	3 (4)	3 (2)			32 (34)
状況分類	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)			0 (3)
① 耐用年数経過	1 (1)	0 (2)	2 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (3)	2 (0)	1 (1)	0 (1)			7 (12)
② 耐用年数以内	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
③ 天災等	1 (1)	0 (2)	2 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (3)	2 (0)	1 (1)	0 (1)			7 (12)
合計	1 (1)	0 (2)	2 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (3)	2 (0)	1 (1)	0 (1)			7 (12)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷等により発生したもののみを集計
※()書きは、前年度(令和3年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

耐水化計画に関するQ&A
- 令和5年2月追補版 -

事務連絡
令和5年2月27日

都道府県 下水道担当課長 殿
政令指定都市 下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局経由)
市町村 下水道担当部・課長 殿
(上記、都道府県経由)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部 下水道事業課
事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道施設の耐水化計画に関するQ&Aについて (追補版)

下水道施設の施設浸水対策については、令和2年5月21日付下水道事業課長通知「下水道の施設浸水対策の推進について」及び令和2年7月16日付事務連絡「下水道の施設浸水対策の推進について」の運用について」を發出し、令和3年度中の耐水化計画の策定をお願いしていたところです。

今般、耐水化計画の策定状況を踏まえ、令和2年12月2日付事務連絡「下水道施設の耐水化計画に関するQ&Aについて」に新たなQ&Aを追加し、『耐水化計画に関するQ&A-令和5年2月追補版-』として別添の通り整理しましたので、送付します。

下水道管理者におかれましては、耐水化計画の策定や見直しにあたっては、このQ&A(追補版)を参考としていただき、地域の特性や個々の下水道施設の状況に照らして検討されるようお願いいたします。

また、都道府県においては、管下の下水道管理者の耐水化計画が未だ策定されていない場合は、令和4年度末までに耐水化計画の策定が完了するよう支援をお願いします。

【対象外力に関すること】			
通し番号	Q	A	備考
1	津波や高潮に対する施設浸水対策についても、同じ考え方が適用されるのでしょうか。	・耐水化の基本的な考え方は、「下水道施設計画・設計指針と解説-2019年版-(以下、「下水道施設計画・設計指針」という。)によります。 ・今回、「内水」及び「洪水」について、耐水化の目標とすべき対象外力を明確化しました。 ・津波については、「下水道施設計画・設計指針」による他、詳細は「下水道施設の耐水化対策指針と解説-2014年版-」を参照してください。 ・一方、高潮については、現時点で知見が少なく、「内水」や「洪水」と同様の整理は行っていません。	
2	最大クラスの津波(L2津波)が、まち全体のみこむような浸水想定となっていて、家屋の流出・損壊等により住民の生活そのものが長期間不可能、となるような場合においても耐水化が必要なのでしょうか。	「津波浸水想定 ^⑧ 」が、対象とする下水道計画区域を浸水させ、まちの機能そのものを喪失させるような災害となる場合においては、下水道施設の耐水化そのものが意味を成さなくなると考えられることから、必ずしも「津波浸水想定」に対する耐水化計画の策定は必要ではありません。ただし、「下水道施設の耐水化対策指針と解説-2014年版-」においては、「想定津波」には「頻度の高い津波」も挙げられる。この「頻度の高い津波」については、海岸管理者が海岸保全施設の整備をする際に対象とする津波であるが、海岸保全施設の整備水準や設備推進状況、あるいはその老朽化や水門の有無等により、下水道施設が「頻度の高い津波」の被害を受ける可能性が高い場合には、下水道管理者が対策を講じることができる。」とされており、これによる耐水化計画の策定を行うことが望ましい。 ※都道府県知事が公表する最大クラスの津波(L2津波)による浸水想定	
3	既に耐水化計画を策定済みであったが、〇〇景が新たに「津波浸水想定」を公表し、対策浸水深の見直しが必要と思われるような場合の対応はどのようにすればよいでしょうか。	「津波浸水想定」は新たに設定される場合や、既に公表されている場合であっても海岸、河川堤防等の整備の進捗状況や新たな地震動の設定等により見直される場合があることから、その際は、速やかに耐水化計画の見直しの検討を行ってください。	
4	複数の河川による浸水が想定される場合は、一番高い浸水深を対象外力として選定すればよいのでしょうか。	対象施設が浸水する可能性のある河川を抽出し、これらの河川の氾濫による対策施設の浸水深のうち、最も大きい浸水深を対象外力として設定してください。	
5	内水と洪水による浸水が想定される場合の対策浸水深は、どのように考えればよいのでしょうか。	内水に対する想定浸水深と洪水に対する想定浸水深のうち、大きいほうを対策浸水深とします。	
6	洪水の浸水想定区域図が未策定の場合、どのように対応すればよいでしょうか。	施設周辺に河川が存在するが、現時点で、当該河川の浸水想定区域図の策定がされていない場合において、過去の浸水実績や地形等により浸水が想定される下水道施設については、少なくとも止水板、土壌などの緊急的な浸水防止のための資機材を確保してください。その後において、当該河川の浸水想定区域図の策定がされた場合は、改めて施設浸水対策の検討を行ってください。	・事務連絡① [※] 「9. 浸水想定区域図が未策定の場合について」参照
7	内水のL1 ^⑨ の浸水想定区域図が未策定の場合、洪水のみを対象とすることでよいでしょうか。	・沈砂池等からの溢水による浸水も含め、内水氾濫による下水道施設の機能停止も少なからず発生しているところです。 ・下水道管理者として、このような被害は速やかに解消すべきであり、内水氾濫による浸水深の算定を速やかに行ってください。 ・なお、洪水による浸水深が内水による浸水深より大きいことが明らかである場合には、洪水による浸水深を対策浸水深として耐水化を検討します。(沈砂池等からの溢水など、施設内部からの雨水の浸入経路の遮断についての検討も行ってください。)	
8	中高頻度の降雨規模(年超過確率の目安:1/30~1/80)による浸水解析結果は、どこで入手できるでしょうか。	・浸水解析結果については、それぞれの河川管理者へ照会してください。担当部署は基本的に次のとおりですが、浸水想定区域の作成担当課であることを確認のうえ、照会してください。 ＜県管理河川＞河川事務所の課長課長もしくは防災情報課等 ・なお、管内河川における中高頻度の降雨規模の浸水解析の実施状況については、都道府県の下水道担当部局が把握していますので、問合せしてください。	・事務連絡① [※] 「3. 洪水による浸水想定深データの入手について」参照 ・事務連絡② [※] 参照
9	『当該下水道施設の被害時のリスクの大きさを踏まえ、施設毎に対策浸水深を決定する。』とありますが、施設毎に降雨規模を変えることは可能でしょうか。	施設毎にリスクの大きさを踏まえて決定するものであり、降雨規模を変えることは可能です。	・事務連絡① [※] 「2. 洪水及び内水に係る耐水化の対象外力の設定について」参照